

京都市告示第214号

児童福祉法第24条の3第2項の規定により、指定障害児相談支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和8年7月1日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス 種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
スローハン ドケア株式 会社	障害児相談支 援	相談支援事業所 スローハンドケ ア 2670900469	京都市伏見区阿波橋 町414	令和8年 7月1日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)